

平成29年第1回森町議会4月会議会議録 (第1日目)

平成29年4月27日(木)

開議 午前10時00分

閉会 午前10時20分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
森町税条例等の一部を改正する条例制定
- 5 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 7 選挙第 1号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○出席議員(16名)

議長	16番	野 村 洋 君	副議長	1番	三 浦 浩 三 君
	2番	菊 地 康 博 君		3番	加 藤 進 君
	4番	黒 田 勝 幸 君		5番	山 田 誠 君
	6番	檀 上 美緒子 君		7番	河 野 文 彦 君
	8番	佐々木 修 君		9番	小 杉 久美子 君
	10番	久 保 友 子 君		11番	木 村 俊 広 君
	12番	西 村 豊 君		13番	堀 合 哲哉 君
	14番	松 田 兼 宗 君		15番	宮 本 秀 逸 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼	佐々木 陽市郎 君
出 納 室 長	池 田 勝 元 君
監 査 委 員	長瀬 賢 一 君
総 務 課 長	落 合 浩 昭 君
砂 原 支 所 長	山 田 真 人 君
税 務 課 長	

収納管理課長	柏 渕	茂 君
保健福祉課長	住 吉	英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉	正 一 君
地域振興課長	角 野	雄 平 君
町民サービス課長 兼保健対策課長	伊 賀 野	美 子 君

○出席事務局職員

事務局長	菊 池	一 夫 君
次長兼議事係長	村 本	政 君
次長兼庶務係長	喜 田	和 子 君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
森町税条例等の一部を改正する条例制定
- 2 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 選挙第 1号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成29年第1回森町議会4月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中であります。森町議会会議条例第4条第2項の規定により、4月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、木村俊広君、12番、西村豊君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。本件は地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、その一部が平成29年4月1日から施行することになったため、森町税条例の一部改正が必要となり、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしました。同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、森町税条例の一部改正について、別紙資料1の新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページをお開き願います。条例第33条の改正は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得金額について、提出された申告書に記載された事項等を勘案し、個人住民税の課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

続いて3ページ下段、第34条の9の改正は、ただいまご説明申し上げました第33条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に4ページから6ページ、第48条及び同じく6ページ下段から8ページの第50条の改正は、法人の町民税に係る延滞金の計算の基礎となる期間に関する規定の整備、及び文言の整備を行うものでございます。

8ページ中段、第61条の改正は、災害等により滅失、損壊した償却資産等の代替資産を取得した場合は、当該資産に係る固定資産税の課税標準額を1/2に減額する規定を設けるものであります。

続きまして8ページ下段です。61条の2の改正は、新たにわがまち特例の対象となった家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税について、課税標準額を1/3にしようとするものでございます。

続きまして9ページ、第63条の2の改正は、居住用超高層建築物に係る固定資産税額の按分方法等について、区分所有者の申し出に関する規定の整備を行うものであります。

9ページ下段から11ページ中段、第63条の3の改正は、災害等により被災市街地復興推進地域に定められた場合は、被災後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の供用土地に係る固定資産税額の按分方法と同様の取扱いを受けるようにするための規定の整備を行うものであります。

11ページ下段、第74条の2の改正は、住宅が災害等の理由により滅失、損壊した年について、やむを得ない理由により当該土地を住宅用地として使用できない場合は、被災前の住宅用地特例を引き続き適用する特定措置の期間を2年間から4年間へ拡充するものであります。

12ページ下段です。附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特定について、適用期限を3年間延長するものであります。

続きまして13ページ、附則第10条の改正は、法改正に伴う読替規定の整備を行うものであります。

第10条の2の改正は、適用条文の項ずれに伴う条文の整備と第11項において新たにわがまち特例の対象となった企業主導型保育事業等の用に供する資産に係る固定資産税について、課税標準額を1/3にしようとするものです。

続きまして、14ページから18ページ上段、附則第10条の3の改正は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受け入ようとするものが提出する申告書に関する規定の整備を行うものであります。

同じく18ページ、附則第16条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長しようとするものです。

次に19ページ下段から20ページ中段、附則第16条の2の改正は、自動車メーカー等の不正行為に起因して軽自動車税の納付額に不足額が発生した場合の対応について規定しようとするものでございます。

20ページ下段から21ページ中段、附則第16条の3の改正は、特定上場株式等に係る配当所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案し、個人住民税の課税方式を決定できることを明確化したものであります。

同じく21ページ中段、附則第17条の2の改正は、優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長しようとするものです。

続きまして22ページ下段です。附則第20条の2と、23ページ中段から24ページまでの附則第20条の3の改正は、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して個人住民税の課税方式を決定できることを明確化したものであります。

条例に戻っていただきまして、最後のページから1枚めくっていただきまして、下段の附則でございます。施行期日、第1条、この条例は平成29年4月1日から施行する。第2条は町民税、次のページ第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めたものであります。

以上、承認第1号 専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） 議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは改正内容をご説明申し上げます。条例の朗読を省略させていただき、別紙資料の2、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをご覧願います。附則第5条の改正は法改正に伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則第1条、施行期日でございます。この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は平成31年1月1日、附則第3条の規定は平成31年10月1日に施行となります。

続きまして、新旧対照表の3ページから4ページです。平成26年改正条例附則第6条の改正は、文言及び適用文等の整備を行うものであります。

5ページから7ページ、平成29年改正条例第2条及び第1条の3の改正は、規定の削除並びに適用文の整備を行うものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） 議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料3、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをご覧願います。第2条の改正は、課税限度額に関する規定の改正でございます。基礎課税額を52万円から53万円に、後期高齢者支援金等課税額を15万円から17万円に、介護納付金課税額を14万円から15万円に、それぞれ改めようとするものです。

2ページ下段から3ページ、第23条の改正は、課税限度額の改正に伴う規定の整備を行うもの、並びに同条第2号では5割軽減の所得判定基準について、被保険者1人につき加算する金額を26万5千円から27万円に、第3号において2割軽減につきましては、48万円から49万円にそれぞれ改めようとするものです。

議案に戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第2条は適用区分の規定の整備をしたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） 今ですね、改正に当たっての理由が、地方税法施行令の一部改正に伴うということでの説明だったんですけど、実は先建って男女共同参画の時に、町長を迎えての町政を語る会なのか、何かそういうなでお話を聞いたときに、町長の方から来年の、いわゆる国保税に関わって、自治体が道移管になるっていう、その関わりで今回の改正があるっていうお話を、たぶんされたと思うんですが、そのことの関わりはどうなのかなっていう辺りについて聞かせていただければと思います。

○保健福祉課長（住吉英勝君） お答えいたします。

先ほど税務課長の方から説明がありました地方税法の施行令の一部を改正する政令に伴い、ということでありますけれども、これは国の基準が27年度で一度改正されております。ただ、その時は森町では、限度額を据え置き、そのまま前年度の基準額と同額でありますけれども、今回改正するに当たり、国から出された政令のものに近づけるような形で今回改正しようとするものです。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） ちょっとよく分からなかったんですけども、要するに27年に本来であれば改正したかったけど、それをしなかったので、来年の道移管に関わって今回やるということですか。それとも道移管の部分は一切関係なく、27年に本来はやるべきだったのをやってこなかったので、今年やるということなんですか。

○保健福祉課長（住吉英勝君） お答えいたします。

現在、国の基準額との差額につきましては、8万の差額がございます。都道府県化によりまして、その時点では国の基準に道の方ではするという見込みのもとで、平成29年度で国の限度額に少しでも近づけておいて、健全化を図ろうとするものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。はい。他に。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 選挙第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、選挙第1号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に、加藤進君を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました加藤進君を渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました加藤進君は渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました加藤進君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成29年第1回森町議会4月会議に付議されました議件の審議は全て

終了しました。

よって、平成29年第1回森町議会4月会議を終了いたします。

休会 午前10時20分